

『外国公務員贈賄規制』の厳格化をめぐるリスクと 摘発予防に向けたコンプライアンス体制の構築

～「米国 FCPA」、「英国 Bribery Act 2010」、「世銀グループ等の規制」の特徴・動向を踏まえた対策のポイント～

●日 時● 2018年 7月 24日(火) 13:30 ~ 17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講 師 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 渋谷 卓司 氏

【略歴】慶應義塾大学法学部卒。ジュネーブ国際大学MBA修了。1992年から2010年まで検事。東京地検特捜部等で重大経済事犯、汚職等の捜査・公判に従事したほか、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部で、OECD 外国公務員贈賄防止作業部会対日条約審査対応、国際捜査協力等の渉外業務に従事。2010年4月弁護士登録後は、危機管理弁護士として、国際カルテル対応、会計不正等の調査・当局対応、海外子会社等における不正調査・法的対処、贈賄防止体制構築支援等、企業が直面する様々な問題事象への対応をサポート。

◆ 開催にあたって

近年、外国公務員等への汚職行為について、海外当局が国境を越えて外国企業を摘発する『外国公務員贈賄規制』が厳格化傾向にあり、アジア諸国等の新興国を中心に海外事業展開を進める日本企業にとって大きなリスクとなっています。引き続き積極的な運用状況にある「米国FCPA」や、適用範囲が広く企業責任を厳しく問う「英国Bribery Act2010」の他、FCPA以上に厳しいガイドラインを持ち、企業の経済活動に深い影響を与えかねない「世銀グループ等の規制」もあり、海外進出におけるコンプライアンスの重要課題として、十分な対策を講じておく必要があります。

本講座では、新興国や日本での摘発リスクが高くなる一方の『外国公務員贈賄規制』の特徴動向や、具体的摘発事例を踏まえ、規程類・マニュアル策定時の留意点や、研修・内部通報の仕組みなど、予防に向けた(万が一の有事に備えた)コンプライアンス体制構築のポイントについて、分かり易く解説していきます。

≪詳細は裏面をご覧ください≫

●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページで確認いただけます。

(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込み後(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

●最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。

●本申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当: 上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3516/FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。https://www.bri.or.jp

企業研究会セミナー

検索

*セミナーの最新情報もご覧いただけます。

181490-0302(※)		2018.07.24	
申込書 『外国公務員贈賄規制』の厳格化めぐるリスクと 摘発予防に向けたコンプライアンス体制の構築			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

『外国公務員贈賄規制』の厳格化をめぐるリスクと 摘発予防に向けたコンプライアンス体制の構築

～「米国 FCPA」、「英国 Bribery Act 2010」、「世銀グループ等の規制」の特徴・動向を踏まえた対策のポイント～

7月24日(火)

● プログラム ●

- 解説 -

13:30

■講師 西村あさひ法律事務所 パートナー／弁護士 渋谷 卓司 氏

I. 外国公務員贈賄規制の歴史的背景と近時の動向

- (1) 国内公務員贈賄問題との決定的な違いと特有のリスク
- (2) なぜ海外当局が外国企業を摘発するのか
- (3) 最近の事例から窺える摘発リスク
- (4) アジア等新興国における贈賄リスク

II. 米・英・日の外国公務員贈賄規制と日本企業のリスク ～具体的摘発例も踏まえて

- (1) 米国での規制 (FCPA = Foreign Corrupt Practices Act) のポイント
- (2) 英国での規制 (Bribery Act 2010) のポイント
- (3) 日本での規制 (不正競争防止法) のポイント
- (4) 共通の論点
 - ・ 広範囲な管轄 (外国での行為が思いがけない国で処罰の対象に)
 - ・ 正当な接待・贈答と贈賄 (両者の分水嶺はどこに)
 - ・ ファシリテーション・ペイメント (検討の際に必要な視点とは)
 - ・ 企業責任 (企業に科される制裁の根拠と内容)
 - ・ 第三者(エージェント等)による贈賄に対する責任 (「知らなかった」は通らない)
 - ・ 各国当局間の国際協力 (捜査共助、犯罪人引渡しの実務)

III. 世銀グループ等からの制裁

- (1) 各国規制よりも厳しいガイドラインと制裁発動メカニズム
- (2) Debarment(取引停止)のもたらす影響

IV. 企業が導入すべきコンプライアンス体制

- (1) コンプライアンス体制構築が必要とされる理由
 - ・ 企業責任との関係 (企業責任が問われなかった事例から何を学ぶか)
 - ・ 企業役員の民事責任との関係(善管注意義務違反とされないために何をすべきか)
- (2) コンプライアンス体制構築に必要な要素とポイント
 - ・ トップによるコミットメント (メッセージの発し方)
 - ・ リスク・アセスメント (贈賄リスクの所在場所の特定とリスクに見合った対処)
 - ・ 規程類・マニュアルの策定・整備の際の具体的留意点 (盛り込むべき事項と内容)
 - ・ エージェント使用時の注意点 (リスク回避のために最低限押さえるべきポイント)
 - ・ 研修、内部通報、フォローアップ (仕組みの構築と改善に向けてのレビュー)
- (3) 改訂経産省ガイドラインと司法省FCPA執行計画・ガイドラインのポイント

V. 有事の対応 (不正疑惑が発生した際に何をすべきか)

- (1) 問題対処の内部体制構築にあたっての留意点
- (2) 事実調査における実践的な留意点
- (3) 各国当局対応のポイント

17:00